

高度研究人材等活用促進事業補助金交付要綱

令和7年3月31日制定 企科第5005号

(通則)

第1条 高度研究人材等活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内理系企業の研究開発等の活性化・高度化を図るため、理系大学出身者を雇用し、そのさらなる専門的能力・知識等の習得に係る経費を補助することで、長期的、安定的な雇用に繋げることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件に全て該当する企業とする。

- (1) 県が実施した「高度研究人材等活用促進事業」にてマッチングを行った企業又は支援企業等であること
- (2) 県内に事業所を有する企業（本社・支社・研究開発施設等）
- (3) 補助期間終了後も県内で安定的、継続的な雇用が見込めること

(補助金交付の対象、補助対象経費の経費区分及び補助率)

第4条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、高度研究人材等活用促進事業補助事業（第2条に規定する交付の目的に沿ったものに限る。以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象とし知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の経費区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助限度額)

第5条 知事が交付する補助金の1件あたり補助限度額は250,000円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の補助金交付申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 7 条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付決定の変更申請）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第 2 号により交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（1）補助対象経費の経費区分毎における配分額の 20%以内の変更

（2）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（3）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（交付決定の変更及び通知）

第 9 条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定の変更を行い補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第 3 号の補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記様式第 4 号の補助事業遅延等報告

書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(契約等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、相見積もりの取得等による一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(産業財産権に関する届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第 5 号の産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(申請書の取下げ)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、別記様式第 6 号の交付申請取下書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第 15 条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに別記様式第 7 号の補助金遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、別記様式第 8 号の補助金実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、翌年度の 4 月 20 日までに、前項に準ずる実績報告書等を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等

を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- （4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 補助事業者は、第17条第1項の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号の報告書により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

（補助金の請求）

第 20 条 補助事業者は、補助金について概算払を受けることができる。ただし、概算払の額は補助金交付決定額の 9 割を限度とし、補助事業の進捗度合を超えてはならない。

2 補助事業者は、前項の概算払を受けようとする場合は、別記様式第 10 号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに別記様式第 11 号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 21 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について別記様式第 12 号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 16 条に定める実績報告書に別記様式第 13 号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件あたり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第 14 号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 規則第 20 条で定める財産の処分を制限する期間は、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定められている耐用年数を勘案した期間とする。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付させるものとする。

(雇用状況等の報告)

第 23 条 知事は、雇用状況等について必要があると認めるときは、補助事業者に報告させることができるものとする。

(収益状況報告)

第 24 条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、別記様式第 15 号の

収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。
- 4 収益状況報告を行うべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(補助金の経理等)

第25条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）年度の翌年度以降5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(雑則)

第26条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 また、令和8年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助対象経費区分	内 容	補助率
1. 報償費	・ 講師に対する謝金	8/10 以内
2. 旅費	・ 研修者の出張に係る交通費、宿泊等に要する旅費 ・ 講師の出張に係る交通費、宿泊等に要する旅費	
3. 需用費	・ 消耗品、資料等の購入に要する経費	
4. 負担金	・ 研修会参加に要する参加費	
5. その他経費	・ その他知事が必要かつ相当と認める経費	

※補助金交付の限度額：250,000 円／1 件